



## 9月9日は救急の日です

9月9日は、「9（きゅう）9（きゅう）」の語呂合わせから「救急の日」です。救急医療の意識向上と救急業務に対する理解と認識を深めることを目的として、1982年に厚生労働省によって定められました。

この機会に応急手当を学んだり、家庭にある救急用品などをチェックしてみましょう。

### ■私たちができる応急手当とは？ ～外傷編～

#### ●出血

- ①すり傷などで砂や泥がついている場合は洗い流す
- ②出血部分にガーゼやタオルを当て、その上から手で圧迫する  
※感染防止のために、直接手で触れないようにビニール袋などを使用しましょう。
- ③傷口は心臓よりも高い位置にする



#### ●やけど

- ①流水で冷やす
- ②衣類の上からやけどをした場合は、無理に脱がさずそのまま冷やす
- ③水ぶくれはつぶさない
- ④冷やした後は消毒ガーゼなどで保護し、医療機関を受診する



#### ●骨折

- ①折れた部分に添え木などを当てて固定し、医療機関を受診する

## 住宅用火災警報器の設置、お手入れはしていますか？

平成22年4月1日からすべての住宅に住宅用火災警報器の設置が義務付けられました。まだ住宅に未設置の場合は早めに設置するようにしましょう。また、警報器本体の交換は設置から10年が目安とされています。設置しているのにも関わらず、いざという時に作動しなければ意味がありません。あなた自身はもちろん、大切な家族の命を住宅火災から守るためにも住宅用火災警報器を設置し、必ずメンテナンスを行いましょう。

### Q. 警報器はどこに設置すれば良いの？

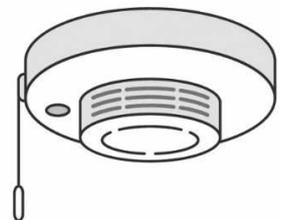
- A. 普段使用しているすべての寝室、また、2階で就寝している場合は使用している寝室に加え、階段にも設置しなければなりません。

### Q. お手入れは何をすれば良いの？

- A. まずは警報器本体の電池が切れていないか確認しましょう。ホコリは機器内に入ると誤作動を起こす場合があります、故障の原因にもなるので除去しましょう。

### Q. どのくらいの効果があるの？

- A. 住宅用火災警報器を設置することで、火災発生時の死亡リスクや損失の拡大リスクが半減します。



警報器が鳴ったからといって焦ってはいけません。まず、周囲に煙・火の気がないか確認しましょう。煙が充満している時や、火が天井まで届いている時はただちに避難してください。火や煙が確認できなければ電池切れやホコリが原因で誤作動の可能性があります。

火災を起こさない、火災死亡者を出さないためにもみなさんのご協力をお願いします。